

2 財政的援助団体等監査

令和3年度に実施した財政的援助団体等監査の指摘・注意の状況は次のとおりです。

(令和4年3月1日現在・単位：件)

	令和3年度			令和2年度			対前年度比			摘 要 (主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
財政的援助団体等	1	0	1	2	2	4	△1	△2	△3	執行管理体制の不 当(指定管理者)

※1 令和3年度監査実施団体数は監査対象団体数 59 団体のうち 23 団体です。

※2 財政的援助団体等の監査は、2年から3年のサイクルで監査を実施していることから、年度毎に団体等は異なります。

【概況】

- ・指摘等の件数は、前年度と比較して3件減少しています。
- ・指摘の内容は、委託契約に定められていた法令に基づく建築設備等の点検を行っていないことによる執行管理体制の不相当となっています。
- ・主な発生原因は、業務スケジュールの確認や組織的なチェックが不十分によるものであることから、各団体における内部管理体制の強化等が必要です。

☆ 令和3年度行政監査（特定テーマ）の結果について ☆

県有未利用資産の活用・処分等については、これまでの行政監査や毎年度の監査で確認してきましたが、いまだ多くの未利用資産を保有しています。一方、県では公共施設等マネジメントの推進のため、「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定し、この計画に基づく個別施設計画を令和2年度までに策定しています。

そこで、県有未利用資産の現状と改善点を明らかにすることにより、今後の活用・処分が促進され、もって県有財産の機能・役割が十分に発揮されること等を目的として、「県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について」をテーマに行政監査を実施しました。

■監査のテーマ■

県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について

■監査対象■

1 監査対象とした資産

- (1) 令和3年3月31日現在において、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき未利用資産とされている資産
- (2) (1)のほか、平成28年度以降、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき活用・処分に向けた取組を行った財産
- (3) 平成22年度及び平成26年度の行政監査における監査対象財産

2 監査対象機関

上記1に該当する財産を所管する全ての部局等

■監査の着眼点■

- 1 未利用資産に係る活用・処分に向けた具体的な取組が行われているか。
- 2 未利用資産の管理が適切に行われているか。

- 3 未利用資産に対する管理費等の支出が多額及び長期に及んでいないか、支出が継続している場合は、解消するための具体的な取組が行われているか。
- 4 関係部局の個別施設計画は、所管する施設の現状や将来の活用見通しを適切に踏まえて策定されているか。

■主な監査結果と監査意見■

1 全体の評価

県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について、概ね適切に実施されていましたが、一部に検討を要するものが見られました。

2 監査意見

監査意見1 活用・処分に向けた具体的取組について

○計画に基づく活用・処分について

「県有未利用資産等財産別活用・処分方針」に基づき活用・処分に取り組んでおり、未利用資産に分類されてから10年以下のものが74件と半数を占めているものの、31年以上経過しているものも見受けられました。

■監査意見■

各部局において、現地機関と情報共有し、未利用資産の管理等の具体的計画である個別施設計画の確実な進捗を図る必要があります。

○不要な建物の解体について

管理上の問題や賃借料や管理費が発生している未利用資産が見受けられました。（令和2年度において、1千万円以上が未利用資産の管理のために支出されたと試算されました。）

■監査意見■

建物等が残ったままでは土地の活用・処分が困難なことや、管理上の問題が懸念されることに加え、賃借料や管理費の経費が発生していることから、そのような建物を優先的に解体していく必要があります。

○管理の一元化について

「県有未利用資産等活用・処分方針」における、部局横断的な対応、事務の一元化や財産管理権限の見直しなど必要な措置の検討については、限られた人員の中で、可能なところから進めている状況にありました。

■監査意見■

これまでの行政監査の意見等を踏まえ事務の集約に取り組んでいますが、より効果的、効率的に事務を進めるため、今後、さらなる管理の一元化を検討する必要があります。

監査意見2 個別施設計画の策定状況について

○個別施設計画の公表について

個別施設計画が策定されている1,797件の施設のうち、526件が県公式ホームページで公表されていましたが、部局によって、全部または一部が公表されていませんでした。また、県全体の個別施設計画の状況が一覧できる状況にありませんでした。

■監査意見■

個別施設計画の公表について、部局によって掲載内容に差異があることから、公表する内容の考え方について整合性を図る必要があります。また、県民に分かりやすい説明となるよう、全ての個別施設計画を一覧できるページを設けるなど、工夫する必要があります。

○総合管理計画への長寿命化対策等の効果額の記載について

国の通知では、公共施設等総合管理計画の見直しにあたり、長寿命化対策等の効果額を示すこととされていますが、監査実施時点において本県は検討中となっていました。

■監査意見■

長寿命化対策の効果額について、記載する必要があります。

監査意見3 未利用資産の把握について

未利用資産には分類されていないが、長期間入居実態のない公舎等が見受けられました。

■監査意見■

財産所管部局は、現地機関と連携し、未利用資産の的確な把握に努める必要があります。

☆詳細については監査委員事務局ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/gyousei/1050462.html> を参照ください。

☆ 令和3年度随時監査の結果について ☆

令和3年度から新たに経済性、効率性及び有効性に着目した随時監査を実施することとしました。

今年度は、広域振興局で実施している地域振興推進費による事業の実施状況を、経済性等の観点を中心に調査することにより、地域振興事業等の効果を最大限に発揮することを目的として、「広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について」をテーマに随時監査を実施しました。

■監査のテーマ■

広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について

■監査の対象■

1 監査対象とした事務

平成30年度から令和2年度までに広域振興局が実施した地域経営推進費による事業のうち県が単独施策として行う事業（県事業）

2 監査対象機関

各広域振興局経営企画部等、ふるさと振興部地域振興室

■監査の着眼点■

1 事業計画の立案に当たり、課題選定、実施手法や実施主体、事業規模等の検討が十分に行われているか。また、成果目標や事業終期等が設定されているか。

2 事業実施に当たり、計画を踏まえて経済的、効率的に実施されているか。

3 事業計画どおり目的が達成されているか。また、事業の結果について、適切に評価が行われ、次年度以降の事業の見直し等に反映されているか。

4 事業実施において、予算執行や会計上の事務処理が適切に行われているか。

■主な監査結果と監査意見■

1 全体の評価

地域経営推進費（県事業）について、概ね適切に実施されていましたが、一部に検討を要するものが見られました。

2 監査意見

監査意見 1 事業計画の立案について

○取扱要領と実際の運用との相違について

局長が定めるべき事業の一件限度額や事業の継続運用において、取扱要領※₁の規定と実際の運用が相違しているものが見受けられました。

■監査意見■

一件限度額や継続運用は、事業を企画立案する際の基本となる定めであることから、制度運用上の自由度、財政規律の観点からの検討や制度運用の周知・徹底に努める必要があります。

○本庁事業等との調整について

取扱要領で本庁政策との整合性を、マニュアル※₂で本庁事業との棲み分けや連携などを求めています。調整が行われていない事業や形式的な確認にとどまっているもの、複数の広域振興局で同趣旨の事業が実施されているものが見受けられました。

■監査意見■

それぞれの役割分担を明確にして実施する必要があることから、本庁、市町村などの関係機関と意思疎通を図り事業立案するとともに、調整結果等の確認の徹底に努める必要があります。

また、効率性や経済性の観点から、広域振興局間での調整や本庁事業での実施も検討する必要があります。

○事業数と事業規模について

年度ごとの平均事業数が、多い広域振興局で約 49 事業と、事業数の多さが不用額を生じる一因にもなっていました。

また、内容の異なる複数の細事業を 1 事業として実施している事例が見受けられました。

■監査意見■

事業立案に当たって、事業の具体的な効果や適正な規模の検討に努める必要があります。

また、内容の異なる細事業で 1 事業を構成することは、評価が難しいものもあることから、1 事業とすることが適当か事業の立案段階で吟味する必要があります。

監査意見 2 事業の執行について

○事業の進捗管理について

定期的に事業の進捗確認を行っていたものの、一部の事業において、関係者との事前の調整不足等により、計画していた取組を中止していた事例などが見受けられました。

■監査意見■

事業計画の立案段階はもとより、実施段階においても適正な進捗管理に努める必要があります。

○業務委託の契約方法について

委託事業の執行に当たり、特命随意契約を行っている事例が多数見られるとともに、その積算において、相手方の参考見積書の金額をそのまま積算額としていたものなどが見受けられました。

■監査意見■

事業執行の透明性や経済性の観点から、特命随意契約の理由の検討や参考見積書の金額が適正かどうかの検証に努める必要があります。

○関係機関等で構成する団体への随意契約について

関係機関と協議会等を組織し、広域振興局が事務局を担っているにも拘わらず、当該協議会に特命随意契約を行っている事例が見受けられました。

■監査意見■

事業執行の透明性や経済性の観点から適当とは言い難いことから、事業の執行体制の検証に努める必要があります。

監査意見 3 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

○成果指標の設定について

評価実施要領※₃及びマニュアルでは、適切な指標の設定を求めています。多くの指標が活動指標となっているほか、事業目的との整合性が不明確なものや、現状と比較して明らかに過小と考えられるものが見受けられました。

■監査意見■

事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定のほか、担当者が適切な指標の設定や評価ができるよう人材育成の取組に努める必要があります。

○事業書への目標値及び実績値の記載について

評価実施要領やマニュアルでは、事業書※₄に事業の目標値や実績値を記載することを定めています。目標値が設定されていないもののほか、実績値が把握できていないものも含め実績値が未記載のものが見受けられました。

■監査意見■

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、事業内容の改善等に重要であることから、確実な記載と記載の確認の徹底に努める必要があります。

○事業評価結果の公表等について

評価実施要領では、圏域懇談会等への報告やホームページへの公表を求めています。圏域懇談会等への報告を行っていない広域振興局がありました。

■監査意見■

県民に対する説明責任を果たし、県政への理解と参画を促進する上でも、適切な事業の評価と結果の公表等は重要であることから、積極的な公表等に努める必要があります。

- ※1 取扱要領：地域経営推進費取扱要領
- ※2 マニュアル：地域経営推進費事業書作成マニュアル
- ※3 評価実施要領：地域経営推進費事業評価実施要領
- ※4 事業書：地域経営推進費事業計画書兼事業実績書

☆詳細については監査委員事務局ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/1050320/1050321.html> を参照ください。

行政監査及び随時監査の実施に当たり、お忙しいところ御協力いただきました関係機関の皆様、改めて感謝申し上げます。

大変ありがとうございました。